

第5節 歯科保健

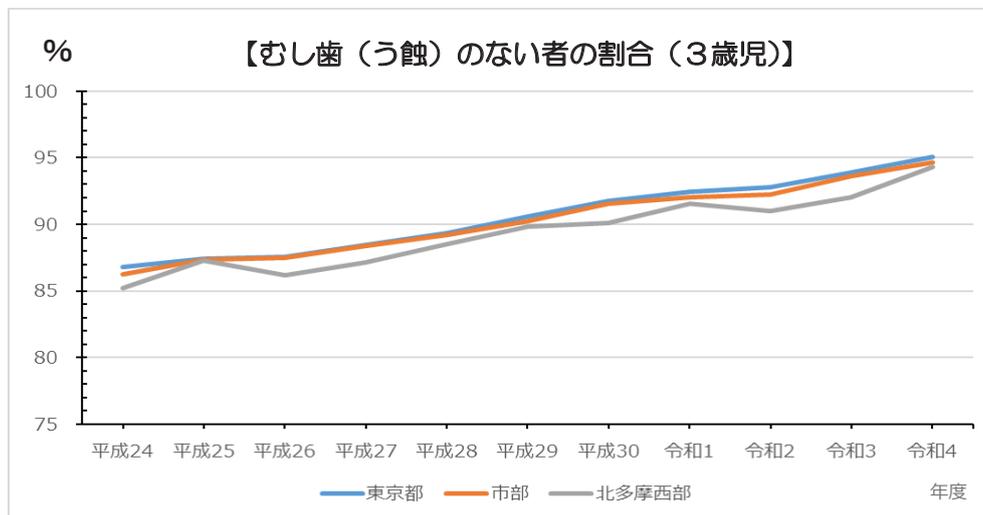
現状と課題

歯科保健の現状

- 歯と口腔の健康を維持することは、食物を単に咀嚼することにとどまらず、食事や会話を楽しむなど、豊かな人生を送るための基礎となります。また、歯周病が糖尿病と密接に関連することや、口腔ケア¹⁾が高齢者の誤嚥性肺炎を予防することなど、歯と口腔の健康が全身の健康に影響を及ぼすことが分かってきており、歯科保健の重要性はますます高くなっています。

ライフステージ別の現状

- 歯と口腔の状況について、都の乳幼児期及び学齢期のむし歯（う蝕）の有病状況は年々改善傾向にあります。（「むし歯（う蝕）のない者の割合（3歳児）」、「むし歯（う蝕）のない者の割合（12歳児）」、「永久歯の一人平均むし歯（う蝕）経験歯数²⁾の推移（12歳児）」参照）。圏域においても同様の傾向です。
- 一方、学齢期の歯肉炎の罹患状況「歯肉に炎症所見のある者³⁾の割合（12歳児）」については、都において減少傾向にありましたが、当圏域においては顕著な傾向は見受けられません。



出典：東京都福祉保健局「東京の歯科保健」

- 1) 口腔ケア：狭義では、口腔疾患（むし歯（う蝕））や歯周病などの予防を目的とした口腔清掃。広義では、口腔疾患、機能障害等に対する予防、治療、リハビリテーションを目的とした、歯科治療から機能訓練までを含む。
- 2) 永久歯の一人平均むし歯（う蝕）経験歯数（一人平均DMF歯数[※]）：全受診者のDMF歯数[※]の合計/全受診者数
[※]DMF歯数=D歯数+M歯数+F歯数（D=永久歯のむし歯（う蝕）で未処置の歯、M=むし歯（う蝕）が原因で失った永久歯、F=永久歯のむし歯（う蝕）で処置を完了した歯）
- 3) 歯肉に炎症所見のある者：学校の歯科健康診断において、歯周疾患要観察者（GO）+歯周疾患の者（G）。

第1部

第1章
地域保健医療推進
プランについて第2章
圏域の保健医療の
現状

第2部

第1章
健康づくりと保健
医療体制の推進第2章
高齢者及び障害者
施策の推進第3章
健康危機管理体制
の推進第4章
災害時公衆衛生の
体制整備の推進第5章
地域保健医療人材
の育成第6章
プランの推進体制重点プラン及び
指標

参考資料

第1部

第1章

地域保健医療推進
プランについて

第2章

圏域の保健医療の
現状

第2部

第1章

健康づくりと保健
医療体制の推進

第2章

高齢者及び障害者
施策の推進

第3章

健康危機管理体制
の推進

第4章

災害時公衆衛生の
体制整備の推進

第5章

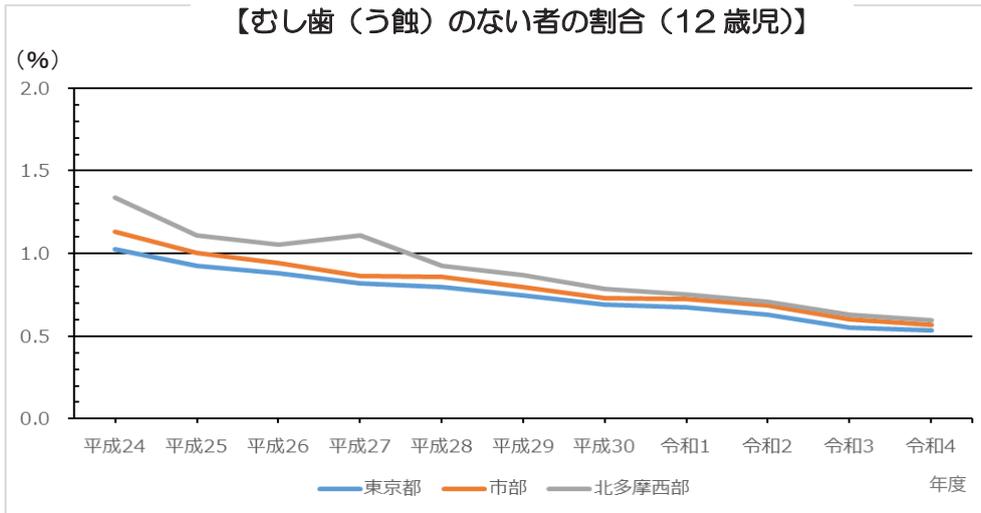
地域保健医療人材
の育成

第6章

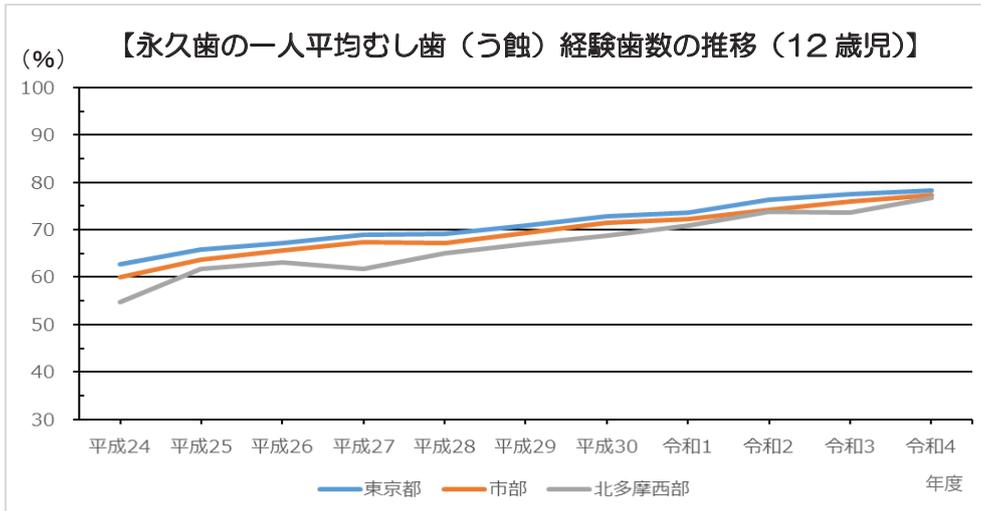
プランの推進体制

重点プラン及び
指標

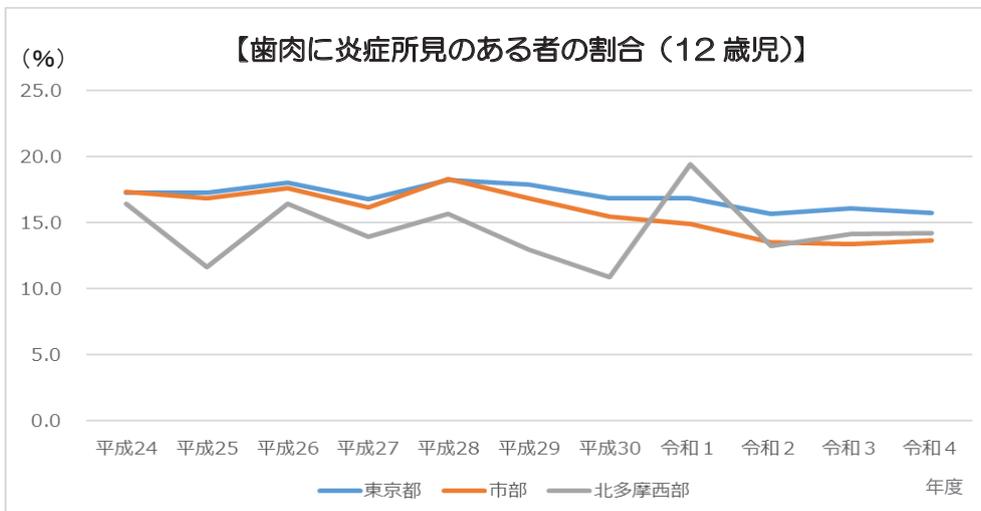
参考資料



出典：東京都教育庁「東京都学校保健統計書」



出典：東京都教育庁「東京都学校保健統計書」



出典：東京都教育庁「東京都学校保健統計書」

- 成人期について、各年代において、喪失歯のない人の割合は増加しており、35歳から44歳では、70.8%（東京都「歯科診療所患者調査」（令和4年度））となっています。
- 高齢期について、8020（ハチマルニイマル：80歳で20本以上の自分の歯を維持していること）を達成している人の割合は、年々高くなり、令和4年度には62.9%（東京都「歯科診療所患者調査」（令和4年度））に達しました。一方「かみにくい」と訴える者も高齢になるにつれ増加しており、高齢期においても、歯科疾患の罹患と口腔機能の低下に係る対策が重要です。また、口腔機能の状況について、何でもよく噛んで食べることができると回答した人は、50歳から64歳では81.2%、65歳から74歳では75.4%でした（NDBオープンデータ特定健診（厚生労働省））。

在宅療養者の歯科保健の現状

- 在宅療養者の歯科保健について、令和3年度時点で都の要介護（要支援）認定者数は、642,535人であり（厚生労働省「介護保険事業状況報告」）、10年間で1.3倍に増加しましたが、在宅歯科医療に取り組む歯科診療所は都全体では24.6%であり、当圏域で在宅歯科医療に取り組む歯科診療所は、132施設（33.0%）でした（厚生労働省「医療施設調査」（令和2年度））。

障害者歯科保健の現状

- 障害者歯科保健については、都における身体障害者・知的障害者・精神障害者の手帳交付数は三障害全体としては増加しています。圏域における障害者に対応できる歯科医療機関は42.9%です（医療情報ネット（ナビイ）令和6年7月）。

都の障害者福祉施設で歯科健診の機会のある施設（入所施設）は59.6%、摂食機能維持向上を図るため指導・訓練を実施している施設は27.8%です。また、障害者福祉施設利用者（通所施設）のうち、かかりつけ歯科医を決めている人は、82.1%です（「東京都における障害児（者）の歯科保健医療に関する実態調査」（令和4年度）施設編、利用者編）。

これまでの取組と課題

- 国は、乳幼児期からの生涯を通じた歯科疾患の予防、口腔機能の獲得・保持等により、全ての国民が心身ともに健やかで心豊かな生活ができる社会を実現することを目的として、平成23年に「歯科口腔保健の推進に関する法律」を制定し、法の規定に基づく「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」を定めて施策を推進しており、令和6年度から「第2次歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」が新たに始まります。
- 都では、都民が歯と口腔の健康を保ち、健康寿命を延ばして豊かな生活ができるよう歯科保健目標（東京都歯科保健目標「いい歯東京」（平成23年度～平成29年度））を設定し、様々な施策を

第1部

第1章
地域保健医療推進
プランについて第2章
圏域の保健医療の
現状

第2部

第1章
健康づくりと保健
医療体制の推進第2章
高齢者及び障害者
施策の推進第3章
健康危機管理体制
の推進第4章
災害時公衆衛生の
体制整備の推進第5章
地域保健医療人材
の育成第6章
プランの推進体制重点プラン及び
指標

参考資料

展開してきました。その後、都は「歯科口腔保健の推進に関する法律」の基本的事項を盛り込んだ都道府県計画として、東京都歯科保健推進計画「いい歯東京」（平成30年度～令和5年度（2023年度））を平成30年3月に策定し、令和4年度に達成度調査、評価及び検証を行い、令和6年度からは新たな計画の下施策を推進しています。

また、圏域各市においても都の計画をもとに種々の取組が進められています。

ライフステージ別の取組と課題

- 母子歯科保健の取組として、市は歯科医師会の協力のもと、両親（母親）学級や妊婦歯科健康診査をはじめとして、1歳6か月児歯科健康診査、3歳児歯科健康診査、歯科相談などを実施しています。また、地域の保育所や幼稚園においても歯科健診や健康教育等に取り組んでいます。学齢期においては、学校歯科保健活動を通じて、むし歯や歯周病の予防に取り組んでいます。
- 圏域のむし歯（う蝕）の状況については、むし歯（う蝕）のない者の割合（3歳児・12歳児）は増加していますが、地域差が見られます。また、学齢期の歯肉の状況については、歯肉に炎症所見のある者の割合（12歳児）は顕著な傾向は見受けられませんでした。更に歯周病予防を進めていくことが必要です。
- 圏域の子供たちの歯科保健状況をより向上させ、生涯を通じた歯と口腔の健康を支援するには、単に疾病を予防するだけでなく、「食べる」「話す」「呼吸する」といった口の機能が十分に発揮できるよう、口腔機能の発達を支援する必要があります。そのためには、妊娠期から乳幼児期、学齢期を通じた一貫した歯科保健の推進を強化するとともに、子育て支援を総合的に推進することが大切です。
- 成人期には、各市で歯周病検診や成人歯科健康診査が実施されています。かかりつけ歯科医を持つ人の割合は着実に増えていますが、乳幼児期から高齢期まで生涯を通じて、かかりつけ歯科医による歯科疾患の予防や保健指導、治療を継続することが、歯と口の健康づくりには重要です。かかりつけ歯科医の更なる定着のため、一層の普及啓発が必要となっています。
- 高齢期において市は、講演会を開催するなど、摂食嚥下機能の低下がみられる高齢者を対象に、「口腔機能の向上」プログラムに取り組んできました。今後も、このような機会を捉え、口腔機能の重要性とともに、歯と口腔の健康と全身の健康、口腔管理の重要性について、住民や福祉関係者等、地域全体に普及・啓発していくことが必要です。
摂食嚥下機能や口腔機能の向上は、フレイル予防の一環としても重視されており、多職種連携を図りながら、更に充実していくことが期待されます。

在宅療養者の歯科保健の取組と課題

- 在宅療養における歯科保健について、都は、在宅療養を支える家族や介護者への普及啓発や在宅歯科医療に携わる歯科医師の確保と育成、また、医療・介護連携の推進を実施してきました。

市は、在宅訪問歯科診療事業や摂食嚥下機能支援等に関する事業に取り組んできました。

保健所は、在宅療養を支える多職種と現場における課題を共有しながら、職種間の連携が強化できるよう摂食嚥下機能支援事例検討会、研修会及びシンポジウムを開催し、摂食嚥下機能支援を推進してきました。

今後は、各市が取り組む地域包括ケアシステムとの連携を図りながら、訪問歯科診療や摂食嚥下機能支援に関する取組を進めていくことが重要です。

さらに、高齢化に伴い在宅療養者が増加していく中で、誤嚥性肺炎予防等の観点から、在宅療養者や家族、介護関係職種へ、口腔ケアや摂食嚥下機能支援の重要性について普及啓発をしていくことが重要です。

障害者歯科保健の取組と課題

- 障害者歯科保健について、都は、家族や施設職員などへの普及啓発や身近な地域で口腔衛生管理を行うかかりつけ歯科医の育成、また口腔機能管理を行う歯科医師の育成などの取組を進めています。

市では、歯科医療連携推進事業や障害者を対象とした歯科保健事業などに取り組んでいます。

これらの取組により、今後も障害者が安心して定期的に歯科を受診し、かかりつけ歯科医による予防管理が受けられるよう、継続的な支援が必要です。

保健所では、障害者施設等が歯科健康管理を行えるよう研修会等を実施するなどして、障害者歯科保健の普及啓発を行ってきました。

また、当圏域では、実行委員会（圏域の歯科医師会、東京都歯科衛生士会、障害者施設、市、保健所等）が主体となって、障害者の歯と口腔の健康づくりを地域ぐるみで支援する歯ミカップ事業を実施しています。歯ミカップ事業では、障害者・児の歯と口の健康づくりを推進するため、毎年度、圏域の各市と順番に連携し、普及啓発・表彰事業を行ってきました。今後も歯ミカップ事業等により、障害者歯科保健への関心を広めていくことが大切です。

人材育成

- 圏域各市における歯科衛生士の配置状況や任用形態は異なりますが、歯科専門職の配置が少数である中で各市が創意工夫する歯科保健を推進するためには、歯科専門職のみならず、歯科の事業を運営する職員を対象とした歯科保健の研修が必要です。

第1部

第1章
地域保健医療推進
プランについて第2章
圏域の保健医療の
現状

第2部

第1章
健康づくりと保健
医療体制の推進第2章
高齢者及び障害者
施策の推進第3章
健康危機管理体制
の推進第4章
災害時公衆衛生の
体制整備の推進第5章
地域保健医療人材
の育成第6章
プランの推進体制重点プラン及び
指標

参考資料

今後の取組

(1) 生涯を通じた歯と口腔の健康づくりを推進します

保健所は、各市が、各部署の横の連携を強化し、ライフステージを通じた歯と口腔の健康づくりを推進できるよう支援します。また、各市担当者連絡会、幼稚園・保育所担当者研修会、北多摩西部地域保健医療協議会地域医療システム化推進部会歯科分科会などを通じて、情報提供や普及啓発を行い、圏域全体における歯科保健の底上げを推進します。さらに、市の歯科保健担当者とともに各市の歯科保健に関する課題を把握し、その解決に向けた支援を行います。

乳幼児期について、市、歯科医師会及び歯科診療所は、両親（母親）学級、妊産婦歯科健康診査及び乳幼児の歯科健康診査・相談等の充実並びにかかりつけ歯科医の定着を促進します。特に、むし歯（う蝕）が多い幼児や保護者に対しては関係機関との連携を強化して対応を進めます。また、顎や歯並びに影響する習癖への対応や食べることを通じた歯と口腔の発達支援を念頭に、口腔機能の獲得を支援します。

学齢期について、市教育委員会、学校、特別支援学校は、心身の発達の段階や実態に応じた歯と口の健康づくりに取り組み、学齢期のむし歯（う蝕）予防・歯周病予防を推進します。また、口腔機能の発達を支援します。また、学校歯科医をはじめ、家庭、地域の関係機関が連携し、学校保健委員会の活用や健康教育の実施等歯科保健活動の充実に努めます。

高齢期について、保健所は、高齢者が安心して自分の口から食事を摂り、会話を楽しむことができるように口腔機能の維持を支援します。各市の状況に合わせた在宅療養における歯科保健の環境づくりと地域づくりを推進します。摂食嚥下機能支援の取組を通じて、医療や介護を支える多職種との連携を推進します。

また、市、歯科医師会、歯科医療機関は、訪問歯科診療や摂食嚥下機能支援等の取組を推進し、歯科の在宅療養を推進します。医師や看護師、薬剤師等関連職種は、歯科医師等による訪問歯科診療や摂食嚥下機能支援等が円滑に行われるように連携し、地域医療に協力します。

(2) 障害者の歯科保健を推進します

保健所は、障害者が在宅や障害者施設で適切に歯科保健医療のサービスが受けられるように、地域の体制整備を支援します。また、障害者がかかりつけ歯科医をもって、定期的に歯科を受診し、予防管理が受けられるよう、市及び障害者施設を支援し、障害者を支える施設職員や家族に対して歯と口腔の健康づくりを普及啓発します。

保健所は、各市の歯科医師会、市及び障害者施設等と連携し障害者歯科保健に対する地域の関心を高め、障害者本人・家族、障害者施設関係者等の歯科保健意識及び障害者のQOL向上を目指します。

(3) 地域の歯科保健を支える人材を育成します

保健所及び市は、市の歯科衛生士をはじめ、歯科保健事業に従事する職員を育成します。

また、保健所は、地域で活動する歯科衛生士に対し、歯科保健医療の新たな課題やニーズに応じた研修を実施します。

圏域では、障害者施設の職員や介護福祉施設の職員など、様々な職種が歯科保健の重要性を認識し活動しています。そうした歯科保健を支える人材に対し、保健所・市及び歯科医師会は、歯科保健の普及啓発や研修会を通じ、知識と技術の向上を目指し、人材を育成します。

重点プラン9	生涯を通じた歯と口腔の健康づくりを推進します
指標 ⑩	何でもかんで食べることができる者の割合（50歳～64歳）
ベースライン	81.2%（令和3年度）
指標の方向	増やす

重点プラン9	生涯を通じた歯と口腔の健康づくりを推進します
指標 ⑪	障害者歯科診療に対応する歯科医療機関の割合
ベースライン	42.9%（令和6年7月）
指標の方向	増やす

第1部

第1章
地域保健医療推進
プランについて第2章
圏域の保健医療の
現状

第2部

第1章
健康づくりと保健
医療体制の推進第2章
高齢者及び障害者
施策の推進第3章
健康危機管理体制
の推進第4章
災害時公衆衛生の
体制整備の推進第5章
地域保健医療人材
の育成第6章
プランの推進体制重点プラン及び
指標

参考資料

第6節 難病患者への支援

現状と課題

難病対策

○ 国は、「発病の機構が明らかでなく、かつ治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより、長期にわたり療養を必要となるもの」を難病と定義しています。その中で、患者数が一定の人数に達せず、かつ客観的な判断基準（又はこれに準ずるもの）が確立している疾病を「指定難病」とし、医療費を助成しています。令和6年4月現在、341疾病が指定難病に指定されています。

○ 国は、昭和47年に「難病対策要綱」を制定し、この要綱を基盤に難病対策が推進されてきました。平成25年には「障害者総合支援法」が施行され、難病患者等についても必要と認められた障害福祉サービス等が受けられるようになりました。平成27年1月には「難病の患者に対する医療等に関する法律」（以下「難病法」という。）が施行され、難病患者の医療の確保や療養生活の質の維持向上が図られました。

令和4年12月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」が成立し、医療費助成開始の時期を重症化したと判断された日に前倒しする、「登録者証」を発行する、難病相談・支援センターの連携すべき主体として福祉関係者や就労支援関係者が明記されるなど、適切な医療の充実及び療養生活支援の強化が図られました。

○ 都は、日常における療養支援・地域交流活動の促進を行う場として、難病相談・支援センターを区部・多摩地域に設置し、難病相談支援員による療養相談や難病患者就労コーディネーターによる就労相談を実施しています。さらに国の指定難病に対する医療費助成の他に、東京都規則による難病医療費助成が従来から行われており、令和6年4月現在は、8疾病（都単独疾病）が対象となっています。

保健所の在宅難病患者支援

○ 東京都福祉・衛生統計年報によると、令和5年3月31日現在、圏域で医療費助成の対象となっている難病患者（特殊疾病認定患者）数は6,748人です。

難病の多くは生涯にわたる長期間の療養を必要とするため、患者やその家族の経済的・精神的負担は非常に大きなものとなっています。保健所は、「東京都難病患者療養支援事業実施要綱」に基づき、在宅の神経難病患者を中心に、患者・家族の療養生活等を支援するため、保健師等による療養相談や個別支援計画の策定やその評価、患者交流会等を実施しています。

また、在宅療養生活を支える関係者を対象に、連携強化や資質向上を目的とした研修会等を開催しています。平成29年度からは、「難病法」に基づき、「難病対策地域協議会」を開催し、年病患者への支援体制の整備を図るため、地域関係者と地域課題を共有・検討しています。

【保健師等による療養相談指導実施状況（多摩立川保健所実績）】

（単位：件）

区分	総数	相談内訳				
		家庭訪問	所内相談	電話相談	その他の相談	関係機関連絡
令和3年度	3,485	262	61	887	36	2,239
令和4年度	4,560	438	93	1,277	28	2,724
令和5年度	4,051	439	108	1,132	21	2,351

第1部

第1章
地域保健医療推進
プランについて第2章
圏域の保健医療の
現状

第2部

第1章
健康づくりと保健
医療体制の推進第2章
高齢者及び障害者
施策の推進第3章
健康危機管理体制
の推進第4章
災害時公衆衛生の
体制整備の推進第5章
地域保健医療人材
の育成第6章
プランの推進体制重点プラン及び
指標

参考資料

在宅重症難病患者の療養体制の整備

- 難病患者数の増加と在宅療養の推進に伴い、進行性の神経難病患者など人工呼吸器や痰吸引等を必要とする医療依存度の高い重症在宅難病患者が増加しています。
- 都は、難病患者が早期に正しい診断を受け、住み慣れた地域で療養生活を送れるよう、平成30年3月、「東京都難病診療連携拠点病院（以下「拠点病院」という。）」及び「東京都難病医療協力病院（以下「協力病院」という。）」を指定しました。圏域では、立川病院と武蔵村山病院が協力病院に指定されています。今後は、圏域で拠点病院及び協力病院を中心に難病医療ネットワークを構築し、療養体制の充実を図っていきます。
- 保健所は、圏域内外の病院、地域のかかりつけ医、訪問看護ステーション、介護ヘルパー、ボランティア等多数の医療・福祉関係機関と連携して、難病患者の在宅移行や入・転院の支援を行うとともに、在宅療養の体制整備を支援しています。今後も引き続き圏域の医療・保健・福祉関係者が連携し、難病患者の療養環境について整備と改善に取り組むことが必要です。

災害時要配慮者対策

- 在宅難病患者の中でも、特に医療依存度の高い在宅療養者については、生命維持に必要な医療機器を災害時も継続して使うことができるよう平常時から支援体制を構築することが重要です。
都は、区市町村が避難行動要支援者毎に作成する個別避難計画の作成を支援する取組として「東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針」を作成しており、市が在宅人工呼吸器使用者の災害時個別支援計画を策定する際には、保健所が技術的支援を行っています。

今後の取組

（1）難病患者への在宅療養支援体制の充実を推進します

保健所は、病状の進行が早く在宅療養サービスの調整が必要となる神経難病患者等について、関係機関との調整など早期からの支援を実施します。また、診断後まもない患者やその家族の抱く疾病への不安感などに対応し、療養生活に関する相談支援を実施します。難病患者やその家族が地域で安心して生活できる環境づくりを行うために、難病対策地域協議会等を通して関係機関等の連携

を促進し、地域ケアネットワークの推進を図ります。また、「在宅療養支援計画策定・評価委員会連絡会」を開催し、難病患者の療養生活について支援の充実に努めるとともに、関係機関との連携を図ります。

市は、保健所や専門機関と連携し、障害者施策、介護保険事業などの支援制度充実に努めます。

(2) 患者の在宅療養を支える関係者のスキルアップに取り組みます

保健所は地域の関係者への専門的・技術的支援を実施しています。今後も事例検討や講演会・研修会の開催などを通して、難病患者の在宅療養支援に携わる関係者の質の向上を図ります。

(3) 災害発生時に備えた支援体制を整備します

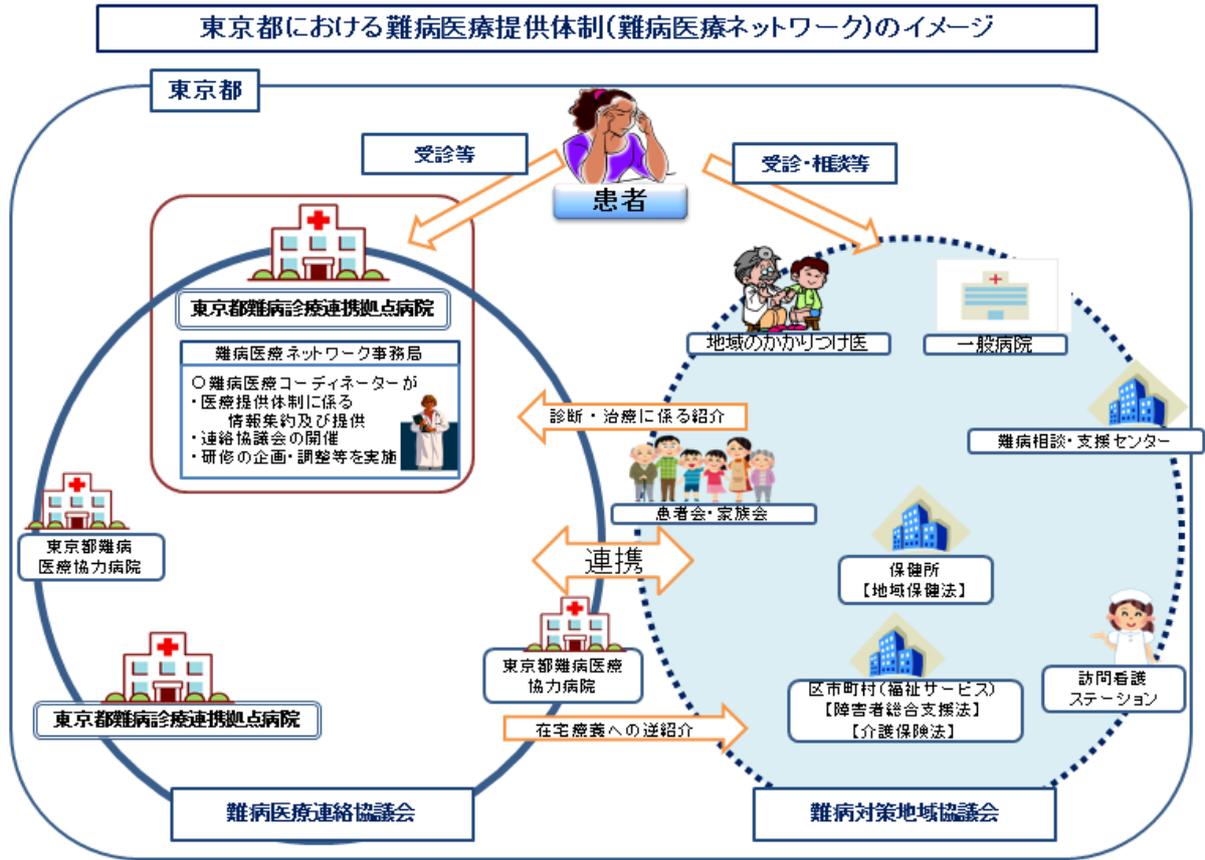
保健所は、市が策定する災害時個別支援計画のうち、在宅人工呼吸器を使用している難病患者の個別支援計画策定を支援します。

市は、避難行動要支援者のうち、特に支援が必要となる医療依存度の高い個々の難病患者ごとに確認と調整を行い、災害時個別支援計画の策定を行います。前回プランの指標である在宅人工呼吸器使用難病患者の災害時個別支援計画策定率は、ベースラインに比べ上昇しましたが、新型コロナウイルス感染症蔓延の影響もあり上昇率には鈍化がみられました。なお、定期的に計画を更新する、避難訓練を実施するなど、より実用性を高め、あわせて電源確保の充実に努めるなど、より一層の災害対策を推進する必要があります。

訪問看護ステーション等地域の保健医療・福祉の関係機関は、難病患者に必要な医療やサービスを継続できるようBCP（事業継続計画¹⁾）の策定に努めます。また、市や関係機関との連携により、発災時に迅速な避難支援が実施できるよう、平常時から体制整備や訓練等の実施に努めて、災害時対策を推進します。

重点プラン 10	災害発生時に備えた支援体制を整備します
指 標 ⑫	在宅人工呼吸器使用中難病患者の災害時個別支援計画策定率
ベースライン	57.1%（令和5年末時点）
指標の方向	上げる

1) 事業（業務）継続計画：災害や事故などが発生した場合に、企業や行政組織が基幹事業を継続したり、早期に事業を再開するために策定する行動計画。



出典：平成 29 年度第 2 回東京都特殊疾病対策協議会資料「東京都における難病医療提供体制のイメージ」を一部改変

第 1 部

第 1 章
地域保健医療推進
プランについて

第 2 章
圏域の保健医療の
現状

第 2 部

第 1 章
健康づくりと保健
医療体制の推進

第 2 章
高齢者及び障害者
施策の推進

第 3 章
健康危機管理体制
の推進

第 4 章
災害時公衆衛生の
体制整備の推進

第 5 章
地域保健医療人材
の育成

第 6 章
プランの推進体制

重点プラン及び
指標

参考資料

第7節 医療安全対策

現状と課題

医療安全支援センター

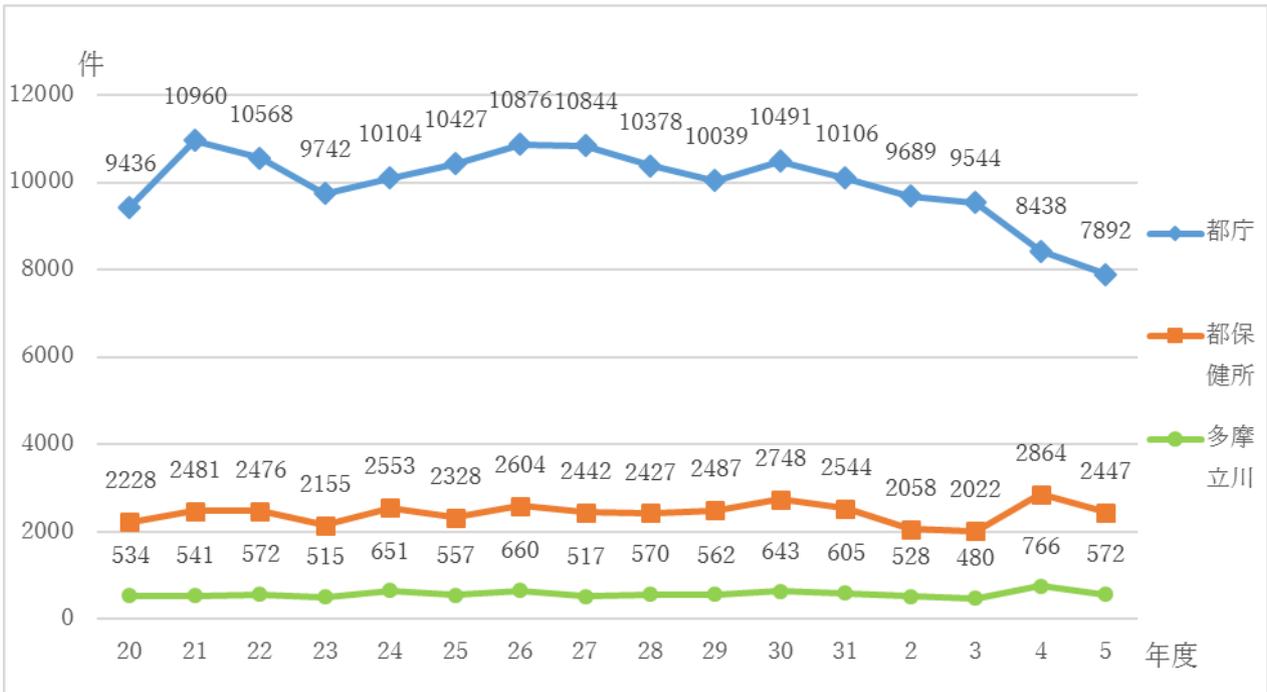
- 近年、医療技術の著しい進歩や健康・医療に関する情報が高度化・複雑化する中で、住民の安心・安全な医療に対する関心やニーズが高まっています。
- 国は平成27年10月に医療事故調査制度を開始し、平成29年6月の医療法改正により、医療事故が発生した場合の再発防止についての体制を強化するなど、医療の安全対策を推進しています。また、国は令和5年に検討会を設置し、かかりつけ医機能や医療機能情報提供制度・医療広告等に関する検討を開始しています。
- 都は医療の透明性と信頼性の向上を目指し「患者中心の医療」を実現するための具体策として、平成13年5月、福祉保健局医療政策部医療安全課（以下「都庁」という。）に「患者の声相談窓口¹⁾」を設置し、平成16年7月には二次保健医療圏ごと（多摩地域の5都保健所）にも同窓口を拡大し、医療機関に対する相談や苦情等を受けるとともに、医療機関には必要な情報提供や助言指導を実施してきました。

医療法改正に伴い、平成19年4月から「医療安全支援センター」の設置が都道府県の努力義務とされたことを受け、都庁及び多摩地域の5都保健所は「患者の声相談窓口」を医療法に定める「医療安全支援センター」に位置付けました。これまでの取組を充実させるとともに、医療安全研修会や医療安全推進協議会の開催、住民への情報提供を行っています。
- 都庁及び多摩地域の5都保健所の医療安全支援センターでは、（1）患者・家族からの医療に関する苦情・相談への対応、患者・家族及び医療機関への助言、（2）医療機関、患者・家族及び住民への医療安全の確保に関する情報の提供、（3）医療機関の管理者及び従事者に対する医療安全研修、（4）医療の安全の確保のための会議等の開催に取り組んでいます。

「患者の声相談窓口」の相談受付実績（平成20年度～令和5年度）は、都庁では年間約8,000件から10,000件前後で推移しています。一方、都保健所（多摩地域の5都保健所の合計）では、年間2,500件前後で推移しています。当保健所の相談受付件数は、年間約500件から800件の間を推移しています。

1) 患者の声相談窓口：都庁では主に病院（20床以上）に関する相談に対応し、多摩地域の5都保健所では主に圏域の診療所等に関する相談に対応している。

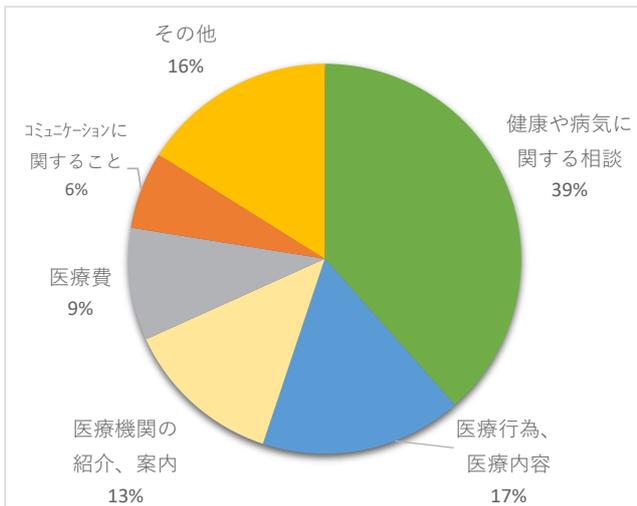
【「患者の声相談窓口」相談受付件数の推移】



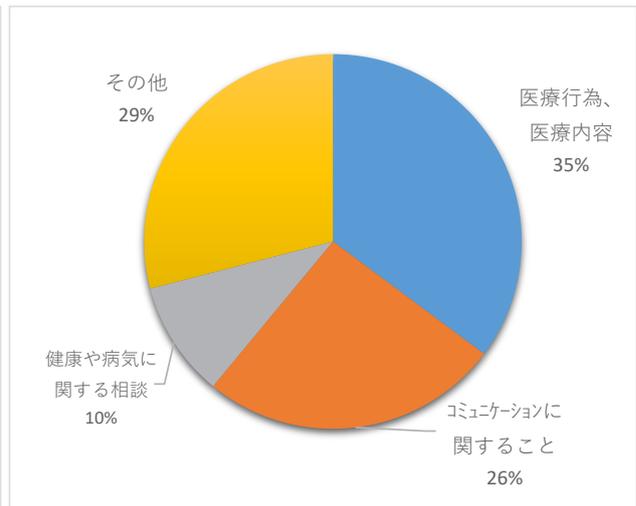
出典：都庁及び都保健所の平成20年度～令和5年度年度実績は、「令和6年度年度第1回東京都医療安全推進協議会」資料、多摩立川保健所実績は保健所集計に基づき作成

- また、当保健所の令和5年度の相談内容では「健康や病気に関する相談」に関することが最も多く、苦情内容については「医療行為、医療内容」に関することが最も多くなっています。

【相談内容内訳（多摩立川保健所令和5年度実績）】



【苦情内容内訳（多摩立川保健所令和5年度実績）】



第1部

第1章
地域保健医療推進
プランについて

第2章
圏域の保健医療の
現状

第2部

第1章
健康づくりと保健
医療体制の推進

第2章
高齢者及び障害者
施策の推進

第3章
健康危機管理体制
の推進

第4章
災害時公衆衛生の
体制整備の推進

第5章
地域保健医療人材
の育成

第6章
プランの推進体制

重点プラン及び
指標

参考資料

医療安全確保対策

○ 保健所では医療提供施設の医療安全管理体制を確保するため、有床診療所（19床以下）について医療法第25条第1項に基づく立入検査を定期的実施し、診療所内の構造設備や人員体制、安全管理の体制等に関して必要な指導・助言を行っています。また、診療所、歯科診療所及び助産所などの開設許可等に当たり、立入りによる現地確認を行っています。

院内感染症対策については、医療機関の立入調査時等に、都の「院内感染対策のための自主管理チェックリスト」等に基づき、院内体制、感染経路別予防策（接触感染・飛沫感染・空気感染）、感染性廃棄物の適正処理、院内感染発生時の対応など多岐にわたる項目の点検や指導を行っています。

○ 安心・安全の医療を確保するためには、医療従事者と患者・家族との信頼関係の構築が大変重要です。保健所は医療安全支援センター事業として、医療機関を対象とした医療安全研修のほか、住民を対象とした医療コミュニケーションやインフォームドコンセント¹⁾に関する講演会を開催する等、医療機関・住民双方に対して、普及啓発を行っています。

また、圏域における医療関係者が医療安全確保に関する情報共有や意見交換を行う場として、医療安全推進のための会議を定期的開催しています。

今後の取組

（１）医療安全支援センター事業を充実させます

保健所は「患者の声相談窓口」を通じ、患者・家族と医療機関との円滑なコミュニケーションの推進を中立的な立場で支援します。また、職員の相談スキルの向上に努め、わかりやすい情報提供と丁寧な説明を心がけることにより、より質の高い相談サービスの提供を目指します。

また、「患者の声相談窓口」における相談内容の分析をもとに、医療安全の推進に関する課題や留意点を抽出し、医療安全研修や医療安全に関する会議等を通じて地域の医療関係者に情報提供します。

保健所は医療機関及び医師会・歯科医師会等に対して、それぞれの施設や医療従事者の課題に応じた医療安全研修を実施し、医療機関における医療安全体制の推進や医療従事者のコミュニケーション能力の向上を目指します。また、住民に向けて医療情報の収集及び活用の方法に関する普及啓発を行うことにより、医療に対する住民の理解を深め、住民自身が主体的に納得のいく医療が選択できるよう支援します。

（２）医療事故や院内感染の防止のため、医療安全対策を推進します

病院、診療所及び助産所は、医療法等各法令に定める医療安全基準を遵守し、安心・安全の医療を提供します。

1) インフォームドコンセント：医師・歯科医師等が医療を提供するにあたり適切な説明を行い、患者が理解し同意すること。

保健所は医師会、歯科医師会等と協力して、医療機関に対する関係法令の周知の徹底や医療安全に関わる最新情報の提供に努めます。

保健所は、医療法に基づく医療機関への立入検査を通じて、医療事故や院内感染の未然防止に努めます。また、医療機関及び医療従事者等に関する住民や患者からの相談が寄せられた際には、調査の上、医療機関等に対し必要な指導・助言等を行います。

圏域市の紹介（立川市）

【立川市の事業】

立川市健康会館は、地域医療機関の協力を得つつ、保健衛生行政の総合的な計画及び実践活動を行い、市民の健康な生活の保持増進、健康都市の実現を図っていくための基幹施設として昭和 55 年に開設されました。

なお、令和7年5月に立川市錦町の複合施設へ移転を予定しています。

現在、健康会館には、7係で構成される健康推進課（健康づくり担当課含む）があり、休日急患診療（歯科を含む）、各種健康診査やがん検診、健康相談、健康教室、保健指導、乳幼児の健康診査や予防接種などの各種保健サービスを行っています

【市章・市旗】

昭和 15 年(1940 年)12 月1日、市制施行を記念して一般から公募して制定。「立川」の2文字を五角形に図案化したもので、多摩地域の中心都市の立川を象徴しています。

市制施行は東京府（当時）で東京市、八王子市に次いで3番目、全国では 175 番目。



市章



市旗

【立川市キャラクター「くるりん」】

平成 24 年度にデビューした「くるりん」は、市の花「こぶし」のようなしっぽと、ピンク色のくるくるほっぺがチャームポイントです。

みんなが立川市を愛してくれるように色々なイベントへ出演して大活躍中です！



©立川市

第1部

第1章
地域保健医療推進
プランについて第2章
圏域の保健医療の
現状

第2部

第1章
健康づくりと保健
医療体制の推進第2章
高齢者及び障害者
施策の推進第3章
健康危機管理体制
の推進第4章
災害時公衆衛生の
体制整備の推進第5章
地域保健医療人材
の育成第6章
プランの推進体制重点プラン及び
指標

参考資料